

市区町村医療費助成届 Q&A

1. 対象者について

Q 県の自立支援医療で助成を受けていますが、届出の必要はありますか？

(もしくは) 県の指定難病で助成を受けていますが、届出の必要はありますか？

A 自立支援医療や指定難病での助成については、当組合で把握できるため届出の必要はありません。
市区町村の医療費助成（心身障害者医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成）のみ届出ください。

Q 鉾山健保の被扶養者ではないが、家族が重度心身障害者の医療費助成を受けています。
届出の必要はありますか？

A 当組合の被保険者・被扶養者でなければ届出の必要はありません。

Q 重度心身障害者医療費助成の対象ですが、一旦病院で医療費を支払った後に市区町村へ申請して助成を受けています。申請しなければ助成を受けられないので、届出をしなくてもいいのでしょうか？

A 病院で医療費を支払い後に助成をうける方式を償還払いと言います。償還払いであっても医療費助成を受けている（受けられる）ことになりますので、届出ください。
市区町村によって助成内容・条件が違うので対応は異なりますが、当組合では市区町村の医療費助成を受けられる場合には、公費を優先しております。

Q 市区町村の子ども医療費助成を受けていますが、届出の必要はありますか？

A 子ども医療費助成については、届出の必要はありません。給付金支給の対象になった時に、個別に問い合わせをさせていただきます。

2. 記入の仕方について

Q 「受給資格取得日」にはどのような日付を書けばいいのでしょうか？

A 医療証（受給資格者証）は一年ごとに更新されると思いますが、「受給資格取得日」には最初に医療費助成の受給資格を取得した日をご記入ください。もし覚えていらっしゃらない場合は、直近の医療証の開始日をご記入ください。

Q 以前から医療費助成を受けている場合でも、「新規」の届出になるのでしょうか？

A 届出自体は初めてなので、タイトルは「新規」に○印を付けてください。

「受給資格取得日」欄には最初に医療費助成の受給資格を取得した日を記入し、（新規・更新）では「更新」に○印を付けてください。